

審査の進め方について

1 審査の方針

公正な審査を行い、地域リハビリテーション支援センターとして適切な病院を選定する。

2 審査の視点

- (1) 地域資源との連携を取ることができる体制を有しているか。
- (2) 明確な目標や問題意識を持ち、それに対し、実行性を有する計画をたてているか。

3 審査基準

審査資料	<p>実施計画書</p> <p>【主な記載事項】</p> <p>1 事業計画</p> <p>必須の役割</p> <p>(1) 連絡協議会の設置 (2) リハビリテーションに関わる多様な人材の育成・確保 (3) リハビリテーション専門職、関係機関との連携強化 (4) 地域住民に対するリハビリテーションの啓発</p> <p>選択する役割</p> <p>(1) 地域包括ケア推進に向けた地域支援事業等への技術的助言や支援 (2) 災害時におけるリハビリテーションの支援 (3) 脳卒中医療連携推進事業への支援 (4) 高次脳機能障害のリハビリテーション事業への支援</p> <p>2 これまでの実績</p>
審査方法	<p>(1) 申請書類と質問回答の結果により、審査表の小項目の各事項を5段階で評価を行う。</p> <p style="text-align: center;"> [5 : 非常に優れている 4 : 優れている 3 : 普通 2 : 劣る 1 : 非常に劣る] </p> <p>(2) 小項目の評価を踏まえて5段階で総合評価を行う。</p> <p>(3) 評価とは別に必要に応じて、申請者の提案内容(事業計画等)に対して、意見を付すことができる。</p>
選定方法	<p>(1) 申請者が総合評価の平均点で3点以上を獲得していた場合には、地域リハビリテーション支援センターとして適切な病院であると判断する。(総合評価の平均点が3点未満の申請者については、原則として選定しない。)</p> <p>(2) 総合評価の平均点が3点以上の申請者が2つ以上あった医療圏については、「総合評価」の平均点が最も高い申請者を選定し、「総合評価」の平均点が同点の場合は「小項目」の評価が最も優れた申請者を選定する。</p> <p>※ なお、利害関係の調査でご回答いただいたうち、利害関係「有」と回答いただいた医療機関について、審査の回答はされないようお願いいたします。</p>